

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会専門部会規程

第1条 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）規約第18条により、次の専門部会をおく。

- (1) 農産部会
- (2) 畜産部会
- (3) 林産部会
- (4) 水産部会
- (5) 食品部会

第2条 各専門部会には、それぞれ事務局をおく。

第3条 各専門部会の事務局は次のとおりとする。

- (1) 農産部会
三重県農林水産部農産園芸課
- (2) 畜産部会
三重県農林水産部畜産課
- (3) 林産部会
三重県農林水産部森林・林業経営課
- (4) 水産部会
三重県農林水産部水産振興課
- (5) 食品部会
三重県雇用経済部県産品振興課

第4条 各専門部会の事務局長は次のとおりとする。

- (1) 農産部会
三重県農林水産部農産園芸課長
- (2) 畜産部会
三重県農林水産部畜産課長
- (3) 林産部会
三重県農林水産部森林・林業経営課長
- (4) 水産部会
三重県農林水産部水産振興課長
- (5) 食品部会
三重県雇用経済部県産品振興課長

第5条 各専門部会の構成員は次のとおりとする。

(1) 農産部会

輸出に取り組む意向があり、農産物の生産、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体

(2) 畜産部会

輸出に取り組む意向があり、畜産物の生産、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体

(3) 林産部会

輸出に取り組む意向があり、県産材の生産、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体

(4) 水産部会

輸出に取り組む意向があり、水産物の生産、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体

(5) 食品部会

輸出に取り組む意向があり、加工食品の生産、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体

第6条 各専門部会は、協議会規約第3条に掲げる事業について、品目別に具体的な活動を行う。

第7条 各専門部会は、原則として協議会総会までに協議会事務局あて活動報告書を提出する。

第8条 各専門部会は、協議会経理規程に準じて適正な経理事務を行うとともに、協議会総会において、事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算の報告を行う。なお、各専門部会の経費及び会計年度は、協議会規約第4条及び第21条に準じる。

第9条 この規程に定めるもののほか、各専門部会の運営に関して必要な事項は、各専門部会において別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年 3月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年 5月12日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年 5月18日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年 5月10日から施行する。
- 5 この規程は、令和 2年 7月28日から施行する。
- 6 この規定は、令和 4年 5月31日から施行する。